

神戸市介護サービス協会だより

神戸市介護サービス協会 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市社会福祉協議会内
TEL 078 (271) 5326 FAX 078 (271) 5366
URL <http://www.kaigo-kobe.net>
E-mail kaigo@with-kobe.or.jp

◆ CONTENTS ◆

利用者からの暴力・ハラスメントアンケート結果 ……	1・2	協会の活動状況 ……	8
H30第3回研修会 ……	3・4	総会・第1回研修会のご案内 ……	8
笑顔のゲンキ ……	5	成年後見セミナーのご案内 ……	8
H30年度事業報告 ……	6・7	編集後記 ……	8

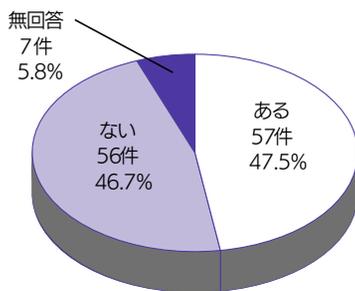
訪問系サービス従事者等に対する利用者からの暴力・ハラスメントに関するアンケート調査結果

訪問介護や訪問看護などの従事者は一人で利用者宅を訪問しサービスを提供することが多く、利用者や家族からの暴力・ハラスメント被害にあうことが少なくありません。協会では、利用者宅を訪問する介護・医療従事者を中心に暴力・ハラスメントの実態を調査し、今後の取り組みに活かせるようアンケート調査を実施しました。

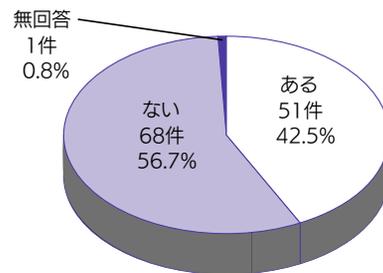
協会では、このアンケート調査結果をもとに、介護従事者の安全確保の問題に取り組んでいきます。紙面の都合上、アンケート結果の一部をご紹介します。詳細は協会ホームページに掲載しています。

- ◆実施方法① 神戸市内の会員事業所のうち、訪問看護・訪問介護・居宅介護支援・小規模多機能事業所宛にアンケート用紙を郵送し、FAXにて回答いただいた。
- ◆送付数 384 ◆回答数 101 ◆回答率 26.3%
- ◆実施方法② 協会ホームページ上で直接、医療・介護の訪問系サービス従事者及びその管理者から回答いただいた。
- ◆回答数 19
- ◆実施時期 平成31年1月～3月

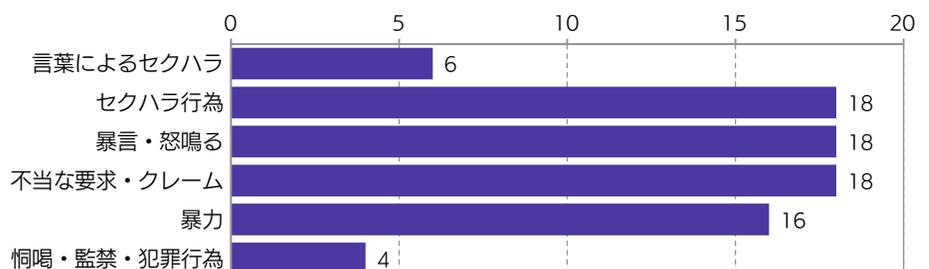
Q. 今まで、貴事業所職員が、利用者・患者またはその家族からの暴力・ハラスメント被害にあったことはありますか。



Q. 貴事業所(医療機関等)では、職員が利用者・患者宅で暴力・ハラスメント被害にあった場合の報告や対応法についての取り決め・マニュアルはありますか。

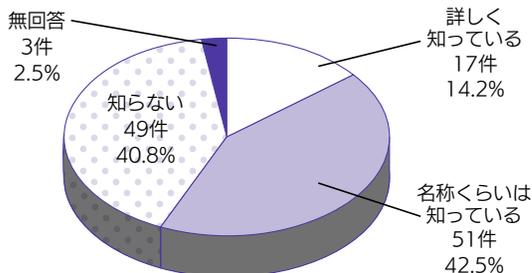


Q. 上記で「ある」と回答された方。それはどのような内容ですか。
※内容を分類した件数



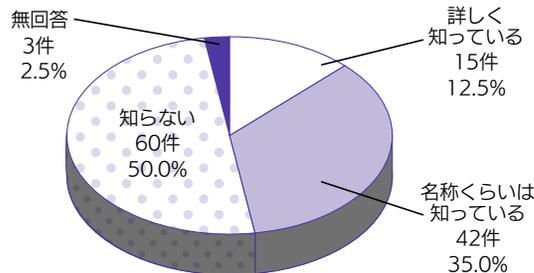
兵庫県「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」

Q. 「2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助(※訪問看護・訪問介護が対象)」制度があることをご存知でしたか。

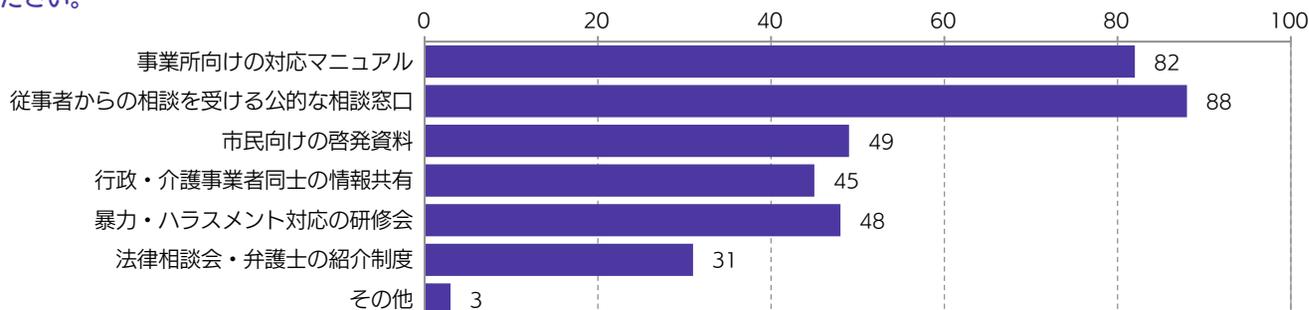


兵庫県「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」

Q. 「訪問看護師・訪問介護員への暴力等対策相談窓口～訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご～」をご存知でしたか。



Q. 訪問系サービス従事者を、利用者・患者またはその家族からの暴力・ハラスメントから守るために必要と思うものに○をつけてください。



Q. どうすれば、利用者・患者またはその家族から、暴力・ハラスメントがなくなると思われますか。

- ◆利用者や家族（介護者）を孤立させず複数でかかわりを持つようにする。
- ◆双方が、どれが暴力・ハラスメントに当たるのかを理解し、その暴力・ハラスメントを明確にしておき、判断基準を把握しておくこと。明確な判断基準をもとに説明をし、ご理解頂く事。
- ◆介護保険制度の利用方法・制度が難しすぎる為、制度が理解しづらく、主旨が利用者に伝わらない。制度の簡素化が必要。
- ◆行政が具体的なハラスメントの行為を広報等を利用して、啓発してほしい。ハラスメントが行きすぎると犯罪になる。
- ◆訪問サービスの場合、信頼関係がなくては成立しないので、担当者、または事業者の交代をしてもらうしかないと思う。
- ◆看護・介護サービスの利用停止などの物理的なペナルティがないと、暴力行為を行う方には効力が乏しいと感じる。

Q. 利用者・患者またはその家族からの暴力・ハラスメント対応について、望むことがあればご記入ください。

- ◆こういう場面が暴力やハラスメントになるということを知る機会をもうける。
- ◆どのように対応をしていけばよいのか、どのように本人様や家族様に伝えていけば良いかわかるマニュアルの作成。
- ◆事業所だけでなく、市民に向けた啓発活動が必要。介護保険でできないことの周知を行政にしていきたい。
- ◆対応が遅れると、エスカレートすることも考えられるので、すぐに相談できる窓口の充実が必要。
- ◆従事者が一人で抱えこまずに、相談できる体制や法的にも社会的にも守ってもらえる体制が必要。守ってもらえないと不安で、仕事につく人も増えないと思う。
- ◆カメラ・ボイスレコーダーの使用について検討して頂きたい。
- ◆市町村の職員や地域住民による対応専門チームを組織し、被害者とともに対応にあたる制度。
- ◆暴力、ハラスメントの可能性が少しでもある場合は、簡単な手続きで二人介助が出来るしくみを望む。

これらのアンケート結果をもとに、第3回研修会を開催しました。

第3回研修会にて、兵庫県高齢政策課の津曲氏より説明のありました「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」及び、北須磨訪問看護・リハビリセンター所長の藤田氏より講演の中でご紹介いただきました、暴力・ハラスメント対策に活用できるマニュアルやツール等をまとめて、協会ホームページに掲載しています。

詳しくは、神戸市介護サービス協会ホームページのリンク集のページでご確認ください。

神戸市介護サービス協会ホームページ <http://www.kaigo-kobe.net>

平成30年度第3回研修会を開催しました

平成31年3月9日に、こうべ市民福祉交流センターにおいて、平成30年度第3回研修会を開催しました。

兵庫県高齢政策課課長の津曲 共和 氏より「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」について説明いただき、北須磨訪問看護・リハビリセンター所長の藤田 愛 氏より「在宅ケアにおける利用者・家族からのハラスメントについて考える」、福田法律事務所弁護士の福田 大祐 氏より「利用者・家族からのハラスメントについての法的な視点」と題して講演をいただきました。その後「訪問系サービス従事者を利用者の暴力・ハラスメントから守るには・・・」をテーマにシンポジウムを行いました。

講演の要約は以下のとおりです（文責：事務局）

講演1 「在宅ケアにおける利用者・家族からのハラスメントについて考える」

講師：北須磨訪問看護・リハビリセンター 所長 藤田 愛 氏

24時間体制で、1人で訪問する看護師の安全をどうやって守っていけばよいのか？

7年前、事業所の訪問看護師が利用者家族からの被害に遭い、訪問看護師の安全確保について活動を始めた。

- 当時、行政に事業者が被害にあった時の相談窓口はなかった。
- H23.11:訪問看護師等における利用者等からの暴力対策検討会を立ち上げた。
- 神戸市看護大学との共同研究
「訪問看護師が利用者・家族から受ける暴力に関する調査」
→少しずつメディアも関心を持つようになる
反発もあった。「表沙汰にして人手不足がより深刻になる。」「病気の人の人に対して、暴力とっていいのかわ？」
- H29年～:兵庫県「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」
- H31.3:厚生労働省 実態調査を実施 →
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

在宅ケアの特徴とリスク

活動の場:個人の自宅で密室空間。非常時の退路を確保しにくい。

訪問する人数・時間:女性1人。臨時対応・24時間対応あり。

相手側の情報:一部情報のみ（家族の情報はない場合もある）

ケアの状況:利用者側の生活様式やルールに沿わないといけない。
本人・家族が求めていなくても、周りの判断でサービスに入ることもある。

在宅ケアにおける利用者・家族からのハラスメント対応

- ①基本（ハラスメントの予兆のない人も含む）
 - ・何を目標に何を支援するのか説明して、合意形成を得る。
 - ・信頼関係の構築に努め、依存される関係にならない心構え。
- ②ハラスメントの予兆や移行リスクのある人に対して
 - ・十分に意向や主張を聞いた上で、できること・できないこと・してほしいことを伝える。
 - ・担当者全員が方針、対応を統一する。
 - ・危害が想像される、安全確認ができれば複数名訪問。
※「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」活用
- ③悪質なハラスメントのある人に対して
 - ・担当者が安全に必要なケアを実施できるか見極める。
できない場合→契約をしない、解除する。
 - ・地域包括支援センターに困難事例として相談する。
- 契約書に事業所の解約権を記載する。
- 重要事項説明書等に、保安員（警察OB）や弁護士と契約していることをアピールすると、抑止力にもなる。
- 話せる、守り合う職場風土を築く。
- 職場内（縦のチーム）、ケア担当者（横のチーム）で問題を共有し、守り合う。

ハラスメントの被害者にも加害者にもならない、させない!
暴力行為を容認、我慢、正当化しない!
予測、予防、適切な対応で被害を防ぐ!

講演2 「利用者・家族からのハラスメントについての法的な視点」

講師：福田法律事務所 弁護士 福田 大祐 氏

相手が社会的に許されないことをしていると認識する!

介護従事者は暴力を暴力と捉えていない傾向にある。

- 暴行、脅迫、名誉棄損、業務妨害、ストーカー＝犯罪
- 盗撮、セクハラ、過剰要求＝犯罪ではないが権利侵害となる

Q:認知症の利用者に殴られても暴力と呼べないのでは？

→A:誰が殴ろうと暴力は暴力!

民事上・刑事上の責任が発生する要件

- ①何をしたか？
- ②制裁すべき行為か？（違法性）
- ③本人を非難できるか？（責任）

重度の認知症の方が介護従事者を殴った場合、③非難はできないが、①殴ったという行為はある。

自分の身を守るためには①の事実を正しく認識する。

介護現場における被害意識の弱さの要因

- ①職業精神、ホスピタリティ
- ②契約意識の弱さ
介護保険＝利用者と事業者が契約を交わしサービスを行う。
◎サービス提供者が義務を負うのは**契約で合意した内容のみ**
→契約書に解除条項を具体的に規定する必要がある。

(例)

以下の事由があったときは、事業者は契約を解除することができる

1. 利用者及びその関係者から事業所従事者への暴行、脅迫その他の暴力行為を受けた場合
2. 利用者及びその関係者から性的・威圧的な言動その他のハラスメント行為を受けた場合
3. その他契約を継続することが困難な事情があると事業者が判断したとき

③応召義務（サービス提供を拒否することはできないのでは？）

介護保険法「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
第九条「訪問介護事業者は、**正当な理由なく**指定訪問介護の提供を拒んではならない。」＝**正当な理由があればよい。**

第十条「・・・利用者申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、＜中略＞他の指定訪問介護事業者等の紹介**その他の必要な措置**を速やかに講じなければならない。」
＝**必ず他の事業者を紹介しなければならないわけではない。**

- ◆ 信頼関係を維持できないような相手にはつき合う義務はない
- ◆ 最後は社会通念＝常識で判断される
- ◆ 毅然とした対応を恐れない
- ◆ 自らの正当性を裏づける証拠の準備は必要（活動記録簿等）

シンポジウム「訪問系サービス従事者を利用者の暴力・ハラスメントから守るには・・・」

コーディネーター：神戸市介護サービス協会

運営委員長 是則 清一 氏

シンポジスト：北須磨訪問看護・リハビリセンター
福田法律事務所所長 藤田 愛 氏
弁護士 福田 大祐 氏

是則：何がセクハラにあたるのか？提供者側の意識にも差があるのではないかと。

藤田：アンケートの回答で「抱きつこうとする男性利用者に、冗談になるようやんわりとかわす。」というのがあったが、セクハラは必ずテストしながらエスカレートしていく。「やんわりかわす」という態度は「OKなんだな」と相手に思わせるので、セクハラの初期段階で「止めてください」と明確にしないとイケない。認知症の人だから・・・というのではなく、あくまでもその行為で判断すべき。「ヘルパーの職業をばかにするような発言」は昔からあるが、その時は「全力を尽くしてサービス提供をしています、すれ違いがあれば教えてください。」と話し合うようにしている。ただし、事実と異なることや不当な要求があればサービスの説明をし、これ以上はできないと伝えるようにする。

フロアから：従事者もそれぞれ感じ方が違って、サラッとかわす人もいれば不快に思う人もいるので、皆が同じ認識にならなければ、ハラスメントとして報告が上がってこないのではないかと。

藤田：その個人が不快だったか、傷ついたかに着目してしまうと、平気なふりをしないとイケなくなってしまうので、事実に着目することが大事。

是則：アンケート結果では、暴力・ハラスメント被害にあったことがない事業所が過半数となっているが、本当にそうなのかという疑問がある。スタッフからちゃんと報告は上がっているのか？もっと潜在的なものがあるのではないかと。あるいは、そのような報告をすると自分に仕事が回ってこなくなるとして我慢しているということはないか。

フロアから：訪問介護のサービス提供責任者としては、被害にあったことのある事業所は100%近いと思う。ケアマネジャーにお願いしたいのは「介護保険という公的なサービス」だということを利用者に最初にしっかり説明してほしい。契約時に、セクハラ、暴言、暴力等があれば、こちらからお断りする理由になること、ヘルパーはお手伝いさんじゃないということ伝えるようにしている。

是則：暴力・ハラスメントを行う利用者、家族にどう対応するか。本人がその行為を認めるかどうか。密室性という問題があるので、認めない場合どのように対応すればよいのか。

福田：密室で起こったことなので、本人が認めないことはあるだろう。事業者側としては、相手が認めようが認めまいが、その対策をとるという対応でよいのではないかと。

是則：面談やサービス利用中の録音について教えてください。

福田：どういう目的で録音するのかということがポイント。後で言った、言わないとならないために録音する場合、事前に「トラブル回避のため録音させていただきます。」と了承を得て録音することもある。事前に言わずに録音して、トラブルになった時に「実は録音していました」となっても、証拠化が目的であれば問題にはならないだろう。ただし、嫌がらせ目的の録音・録画など、目的と手段の関連性で違法になることもあり得る。

藤田：ひとり暮らしで認知症の方の家族等が、ちゃんとケアをしているかという心配から録音・録画される場合はどうなのか。家族が安心できるのならば、こちら側もちゃんとケアしているという証明にもなるので、申し出があれば快諾しているが、何も知

らずに気がつくとかカメラがあったとなると、ちょっと嫌な感じはする。
福田：ちゃんとケアをしてきているか心配ならば、心配を取り除く他の方法もあるはず。事業所として撮影を断ることは問題ない。断ったのに監視のため無断で撮影している場合は、違法性が高くなるだろう。後から隠し撮りが発覚したからといって、全部だめとは言い切れない。

是則：多職種による連携が大事だが、個人情報の取り扱いに関してはどうすればよいのか。

福田：個人情報保護法と守秘義務のことは、毎回どこでも聞かれる。利用者の情報を漏らすことは個人情報保護法の違反にもなり、守秘義務違反にもなる。ただし、例外があって、人の生命、身体に危険があって、それを防ぐためならば、本人の同意をとらなくても情報提供してもよいとなっている。暴力を受けるかもしれない、いきなり刺されるかもしれないという場合は、個人情報保護法や守秘義務違反に問われることはないだろう。

藤田：他の事業所から回ってきたケースで「個人情報なので・・・」と危険性を隠され、サービス提供して、危うく被害に遭うところだったということがある。危害があり得る場合は、個人情報を提供してもよいということなので、引継ぎの時等は隠さず、教えていただきたい。

是則：看護師・ヘルパーが利用者から暴行をされたため、利用者を放置して逃げ帰ったときに、利用者がそのまま亡くなった場合、逃げ帰った看護師・ヘルパーの責任も問われるのかという質問があったが、どうなのか。

福田：自分の身に迫る危険を避けるためにその場を離れた結果相手が亡くなったという場合は、正当防衛とともに違法性がなくなるので、責任を問われることはないだろう。

藤田：スタッフがハラスメントにあったので、管理者が利用者等と話をする時に一人で訪問する人がいるが、後から行った人がさらにエスカレートした暴力にあうこともあるので、一人で全て請け負わず、誰かと一緒に行くなど自分の身を守って欲しい。

是則：最後にシンポジストのお二人と、神戸市介護保険課の林課長、兵庫県高齢政策課の津曲課長から一言ずつ。

福田：介護業界だけでなく、モンスターカスタマーが問題になっているが、言うことを全部聞いてしまうと、自分で自分の首を絞めることになるので、業界全体で暴力はだめだという対応をとって、意識の底上げを図っていただきたいと思う。

藤田：在宅ケアは、自宅で過ごしたい方を支えるためのすばらしいサービスだと思うので、ハラスメントの問題と合わせてケアの質も考えて、一緒に在宅ケアの世界を守っていききたいと思う。

林：先ほど、福田先生のお話にもあったが、介護保険の基準省令でも個人情報は正当な理由があれば提供できるので、事業者間で危険性は共有して連携していただきたい。

神戸市としてもこの問題について皆様を支援していききたいと思う。

津曲：最近、コールセンターなどでは「サービスの品質向上のために録音させていただきます」という所が多くなっている。事業者側が録音する場合「利用者様の御要望を正確に知るために録音させていただきます。」とすると正当な理由になるかと思う。

行政としても議論し、整理していききたいと思う。

第6回

笑顔のゲンキ (がんばる介護職！)

今回は、訪問介護事業所まごころの吉田佳奈さんを訪ねて、お話を伺いました。

訪問介護員として今の会社に入社された経緯を教えてください。

高校を卒業して仕事を探している時に、今の会社の求人を見て「休みが多くて、勤務時間が短いからいいかな。そんなに長くは働かないだろうし・・・」という軽い気持ちで入社しました。介護の仕事を探していたわけではなかったのですが、母が他の事業所でホームヘルパーをしていたので、訪問介護の仕事について何となくは解っていました。その時、母から勧められたとか反対されたとかということはなかったですね。

介護の仕事を始めてみて、どう感じられましたか？

入社して、これは無理だなと思いました。それは仕事の内容ではなく、職場のメンバーがほぼ50代以上で、自分だけ年が離れていたの、浮いてしまって仕事がしにくいのではと思いました。でも、娘や孫のようにかわいがってもらえて、仕事も教えていただき、結果的には良かったと思います。うちの職場は辞める人がほとんどいなくて、ずっと同じメンバーで働いていますが、私の後に若い職員も入り、今では20代の職員が3人になりました。



訪問介護の仕事の楽しさや、辛さを教えてください。

私からすると利用者様は祖父母のような年齢なので、孫のようにかわいがってもらえたり、人生の先輩として私の知らなかったことを教えてもらえることが楽しいです。高齢者相手の仕事なので、仲良くしていただいた利用者様が亡くなったりするとショックで寂しい思いをすることも多いです。利用者の方も様々ですので、接するのが難しい方など自分とは合わないなと思うこともあり、心が折れそうになることもあります。私は主にサービス付き高齢者住宅の入居者のお宅に訪問していますので、建物管理者の方が常駐されていて心強くて安心ですが、地域の個人宅を回る訪問介護は大変なことも多いのではないかと思います。

介護福祉士の資格も取られて、神戸市高齢者介護士の認定も受けて、確実にキャリアアップしていますね。

訪問介護なので最初に初任者研修を受けて仕事を始め、3年経って介護福祉士の受験資格ができるので会社の勧めで実務者研修を受講し、介護福祉士の試験を受けました。その後、神戸市高齢者介護士の講習と試験を受けましたが、介護福祉士の勉強の復習になり良かったと思います。介護福祉士の受験勉強より難しい部分もありましたが、医療知識など仕事に活かせるようになったと思います。自分でキャリアアップを目指してというよりも、会社が職員の経験年数に応じた研修受講や資格取得を促進しているので、それに従ってきた結果です。昨年からはサービス提供責任者になりプレッシャーを感じていますが、先輩のサービス提供責任者もおられるので、教えてもらいながら何とかやっています。

これから介護の仕事に就こうという方を増やすにはどうすればよいと思われますか？

介護職のイメージアップも大事ですが、実際の介護職の待遇改善が必要だと思います。介護の仕事に就いている友人も何人かいますが、仕事量や給料面でもっと待遇の悪い人が多いです。安全で安心な環境で仕事ができ、ゆとりある生活ができるような職種になることを願っています。高齢者の生活を支える仕事は、利用者様との相性もありますが、楽しくてやりがいのある仕事だと思います。

10代という若い時から介護の世界に入り、経験を積んで、国家資格も取得してしっかりキャリアアップされている吉田さんですが、「強い意思を持って介護の仕事が続けてきたというより、居心地のよい職場だったので何となく仕事を続けてきたら7年経っていた。」と仰っていたとおり、上の写真を撮る時にも「こっちの方がいいんじゃない?」「もっと顔上げて!」とにぎやかで楽しそうでした。どんな仕事をするかはもちろん重要ですが、誰と一緒に仕事をするかということの大切さを改めて感じました。

平成30年度事業報告

1. 組織運営

(1) 理事会の開催 (2回)

平成 29 年度の事業報告・決算報告のほか、平成 30 年度の協会活動を進める上での方針等を確認しました。

平成 31 年度は、介護人材の確保・育成、環境改善への取り組み、関係者間の連携を図るうえでの課題への取り組み、介護サービスの質の向上に資するための取り組み、介護保険制度に関する課題への取り組み等を行うことを確認しました。

(2) 運営委員会の開催 (隔月毎6回)

理事会で確認された事業方針・事業計画に則り、運営委員会で協会事業全般についての協議を行い、事業具体化のための検討、各部会間の調整を行いました。

◆ 神戸市に対する意見・要望を集め「神戸市への介護保険制度等に関する要望」として6月に神戸市宛提出し、第1回神戸市との意見交換会において協会からの意見を述べ、第2回神戸市との意見交換会において神戸市からの回答を得るとともに、それぞれ意見交換を行いました。

◆ 平成 29 年度にスタートした「介護を知ろう！」キャンペーンの一環として、介護について理解を深めてもらう取り組みとして市民フォーラムを開催することについて検討しました。

(3) 神戸市との意見交換会の開催 (2回)

「神戸市への介護保険制度等に関する要望」を神戸市の次年度計画に反映していただくため、年度前半に協会からの意見・要望を述べる場として、年度後半に神戸市からの回答を得る場として、神戸市との意見交換会を開催し、意見交換を行いました。

(4) 部会の開催 (隔月毎)

運営委員会で協議された事業を具体化するために、「居宅介護支援サービス部会」「在宅サービス部会」「施設サービス部会」の3部会を開催し、各部会で事業内容の検討を行いました。

居宅介護支援サービス部会 (5回)

◆ 「疾患別高齢者介護のポイント」の内容について、追記及び修正箇所がないか検討し、改訂を行いました。

◆ 訪問系サービス従事者等に対する利用者からの暴力・ハラスメントについて、事業者アンケートを実施し、その結果を元に研修会を行いました。

在宅サービス部会 (4回)

◆ 総合事業の進捗状況について確認するとともに、生活支援訪問サービス従事者の養成及び雇用に関する課題について検討を行いました。

◆ 訪問介護員の人材確保・育成及び、安全確保への取り組みについて協議を行いました。

施設サービス部会 (4回)

◆ 施設・高齢者向け住宅の種別による違いについて、専門職や市民へ知ってもらう方法について検討を行いました。

◆ 施設における看取り及び、施設での医療体制の課題について検討を行いました。

2. 協会作成マニュアル等の販売

協会で作成した介護ノートや、マニュアル類を申し出のあった希望者や研修会場等において販売しました。

- ◆ 介護ノート
- ◆ 在宅介護における事故・クレーム対応事例集
- ◆ 在宅介護における感染予防マニュアル
- ◆ 疾患別高齢者介護のポイント
- ◆ ホームヘルパーきほんのき

3. 介護保険に関する情報の提供

最新の介護保険情報及び保健・医療・福祉に関する情報、協会事業の案内・報告など、会員に対して情報提供を行いました。

◆ 研修会の場を通じて、全国・神戸市での介護保険の実施状況や介護保険に関する最新情報について情報提供を行いました。

◆ 「協会だより」を発行し、協会事業の取り組み状況、研修会の報告、介護関連職種の紹介等の情報提供を行いました。(3回発行)

◆ 介護保険等に関する最新情報の提供、各種研修会等の情報を発信するために開設したホームページを通じて、会員に対する情報提供に努めました。(HP アドレス <http://www.kaigo-kobe.net>)

4. 各種研修会の開催

介護サービスの全般的な質の向上を図るため、全会員事業者を対象とする研修会を年間3回開催するとともに、より質の高い介護サービスを提供していくため、特定職種を対象とした研修会や、特定の分野に特化した内容の研修会を開催しました。

(1) 全体研修会の開催

① 第1回研修会 ※平成30年度総会に引き続き開催

◆ 日時 平成30年9月27日(木) 午後2時40分～4時30分

- ◆ 内容 報告「地域ケア会議の実践例」
シンポジウム「地域ケア会議における多職種の連携」
- ② 第2回研修会 ※神戸市高齢者介護士認定証授与式に引き続き開催
 - ◆ 日時 平成30年11月13日(火) 午後3時～4時40分
 - ◆ 内容 講演「自然災害への日頃の備えと対応について」
講師：特別養護老人ホームにしのみや苑 苑長 田中 研次氏
報告「7月豪雨の被害と対応」
講師：特別養護老人ホーム愛の園 統括園長 信川 恒夫氏
- ③ 第3回研修会
 - ◆ 日時 平成31年3月9日(土) 午後2時～4時45分
 - ◆ 内容 説明「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」
講師：兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課 課長 津曲 共和氏
講演1「在宅ケアにおける利用者・家族からのハラスメントについて考える」
講師：北須磨訪問看護・リハビリセンター 所長 藤田 愛氏
講演2「利用者・家族からのハラスメントについての法的な視点」
講師：福田法律事務所 弁護士 福田 大祐氏
シンポジウム「訪問系サービス従事者を利用者の暴力・ハラスメントから守るには・・・」

(2) その他の研修会

- ① サービス提供責任者研修会（神戸市シルバーサービス事業者連絡会との共催）
 - ◆ 日時 平成30年6月13日(水)～平成30年8月9日(木)の毎月1回開催(午後1時30分～4時30分)
 - ◆ 内容 講義とグループワーク：サービス提供責任者の役割、対人折衝能力の向上等
- ② 在宅介護における口腔ケア実習（神戸市シルバーサービス事業者連絡会との共催）
 - ◆ 日時 平成30年9月22日(土)(午後2時～4時)
 - ◆ 内容 実際の口腔ケアのポイント等を歯科衛生士より実習形式で学ぶ
- ③ 介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part1・part2
 - ◆ 期日 平成30年9月20日(木)～平成31年2月14日(木)の毎月1回開催(午後1時30分～4時30分)
 - ◆ 内容 講義：介護従事者が知っておくべき医学知識について合計15項目 ※選択受講

5. 市民啓発への取り組み

- (1) 11月11日は介護の日「介護の仕事を知ろう！」市民フォーラムの開催 ※兵庫県福祉・介護啓発事業委託業務
 - ◆ 日時 平成30年10月28日(日) 午後2時～午後4時
 - ◆ 内容 トーク「本日からしてみました『トリオ the 介護の専門職+1』」
出演者：協会会員施設・事業所在職の介護職
演劇「龍馬と、私と、介護福祉士?!」
出演者：神戸市立六甲アイランド高校 演劇部及び、協会関係者

6. 神戸市高齢者介護士認定事業の実施

平成30年度の高齢者介護士認定にむけた講習会を開催するとともに、認定試験を実施し、認定者に対する認定証授与式を開催しました。

また、高齢者介護士委員会・実務者会において、事業内容の確認、カリキュラムの検討等を行いました。

- (1) 高齢者介護士委員会の開催 (3回)
 - ◆ 平成30年度認定試験、合否判定、神戸市への推薦について。次年度の事業について。
- (2) 高齢者介護士実務者会の開催 (3回)
 - ◆ カリキュラム内容調整。認定試験問題作成。認定試験の採点。
- (3) 神戸市高齢者介護士講習会及び認定試験
 - ◆ 講習会 日時：平成30年5月26日(土)～平成30年7月17日(月) 全4回開催(午前9時15分～午後5時)
 - ◆ 認定試験 日時：平成30年8月5日(日) 午前10時～午後4時15分
- (4) 神戸市高齢者介護士認定証授与式及び認定者との意見交換会
 - ◆ 認定者との意見交換会 日時：平成30年11月13日(火) 午後2時～2時50分
 - ◆ 神戸市高齢者介護士認定証授与式 日時：平成30年11月13日(火) 午後3時～3時30分 ※第2回研修会と合同開催

協会の活動状況

◆ 4月から8月までの動き

平成31年		
4月	4日	平成31年度第1回運営委員会
	11日	平成31年度第2回神戸市高齢者介護士実務者会

令和元年		
5月	9日	令和元年度第1回居宅介護支援サービス部会 令和元年度第1回施設サービス部会
	13日	令和元年度第1回在宅サービス部会
	25日	神戸市高齢者介護士講習会 1日目 (参加者 80名)
6月	6日	令和元年度第2回運営委員会
	14日	神戸市高齢者介護士講習会 2日目 (参加者 80名)
	20日	介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part 1 1日目 (参加者 107名)
	29日	神戸市高齢者介護士講習会 3日目 (参加者 79名) 令和元年度第3回神戸市高齢者介護士実務者会
7月	6日	令和元年度第1回理事会

7月	11日	令和元年度第1回神戸市との意見交換会
	12日	神戸市高齢者介護士講習会 4日目 (参加者 79名)
	20日	介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part 1 2日目 (参加者 104名)
	25日	令和元年度第1回神戸市高齢者介護士委員会
8月	1日	令和元年度第3回運営委員会
	4日	令和元年度神戸市高齢者介護士認定試験 (受験者 74名)
	22日	介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part 1 3日目 (参加者 94名)
	30日	令和元年度第4回神戸市高齢者介護士実務者会

◆ 今後の予定(期日確定分のみ)

9月	9日	令和元年度第2回在宅サービス部会
	12日	令和元年度第2回居宅介護支援サービス部会 令和元年度第2回施設サービス部会
	17日	令和元年度第2回神戸市高齢者介護士委員会
	19日	サービス提供責任者研修会 1日目
	26日	令和元年度総会・第1回全体研修会

令和元年度総会・第1回全体研修会のご案内

ACPを知っていますか? ~アドバンスケア・プランニングの基礎知識~

日時: 令和元年9月26日(木) 14:00~16:20

内容: 14:00~ 令和元年度総会(平成30年度事業報告・決算、令和元年度事業計画・予算)
14:40~ 講演「一緒に考えよう! アドバンスケア・プランニング」

講師 神戸大学医学部附属病院 看護部長・がん看護専門看護師 藤原 由佳 氏

会場: こうべ市民福祉交流センター 2階 201教室

定員: 150名(先着順)

申込方法: 協会ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAXでお申込みください。

参加費: 無料

《お知らせ》 市民公開講座 成年後見セミナー「知れば安心、制度のきほん」の開催予告

神戸市成年後見支援センターでは、11月に2日間の日程で成年後見制度をわかりやすく学んでいただくセミナーを開催する予定です。

今回は、神戸シルバー法律研究会との共催で、実際に成年後見制度の相談を受けたり、後見人をしている方々(弁護士・司法書士・社会福祉士)からわかりやすく制度のはじめ方・使い方の紹介やパネルディスカッションを行います。

セミナーの詳細は、広報こうべ10月号に掲載のほか、10月1日に神戸市社会福祉協議会ホームページ「新着情報」、神戸市社会福祉協議会のフェイスブックに掲載予定です。

お問合せ先: 神戸市社会福祉協議会 成年後見支援センター

電話 078-271-5321

ホームページ <https://www.with-kobe.or.jp>

編集後記

10月から消費税が増税になります。軽減税率の対象か否か、キャッシュレス決済ポイント還元制度など複雑でわかりにくいです。そういえば昔、贅沢品にだけ課税される物品税というのがありました。贅沢とは無縁の私にとっては、そちらの方がうれしいのですが・・・。高負担・高福祉の北欧諸国に比べると、日本の税金は低いと言えますが、国民の理解が得られていないのは、集めた税金がきちんと使われているという実感が無いからではないでしょうか。消費税増税分は社会保障費に充てられ、介護現場で働く人たちの処遇改善にも使われるということなので、それならば喜んで税金を払いたいです。